平成２５年（フ）第３号
北海道名寄市西３条北６丁目10番地２　コーポ大学前305号
破産者　穴吹　三男
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３３号
旭川市近文町25丁目999番地の54　すみれ団地
破産者　押上　純子
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３４１号
横浜市南区大岡３丁目20番24号　ユタカハイツ弘明寺101
破産者　天野　英樹
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８２号
神奈川県小田原市西酒匂２丁目10番32号
破産者　田島　作次
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１４号
神奈川県厚木市温水172番地３　安田方
破産者　狩野　避生
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２８号
新潟市西区小新４丁目９番39号　リベルテ白鳥603、前住所新潟市西区小新４丁目８番47号　グランディオス白鳥301号
破産者　五十嵐信明
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
新潟県村上市山口496番地11、開始決定時の住所新潟県村上市岩船下大町５番２号
破産者　竹内　　望
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第６９号
群馬県伊勢崎市上泉町254番地１　根立アパートＦ棟、開始決定時の住所新潟県阿賀野市中島町10番36号　コーポ荒木205号
破産者　阿部善太郎
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７５号
山梨県南都留郡忍野村忍草3227番地６　パナハイツ忍野101号室、破産開始決定時の住所山梨県南都留郡忍野村内野1828番地３
破産者　堀内　直孝
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼826番地１
破産者　長谷川　弘
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
静岡県静岡市駿河区高松3260番地の１、開始決定時の住所静岡県沼津市下香貫柿原2868番地の10
破産者　青木　俊男
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６１８号
京都市右京区西院平町１丁目エミネンス西院601号室、住民票上の住所京都市中京区壬生淵田町８番地
破産者　北村　　公
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１９号
京都市中京区壬生淵田町８番地の１、申立時の住所京都市中京区壬生淵田町８番地
破産者　北村　春子
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
長崎県長崎市界１丁目18番17―302号
破産者　宗雪　新二
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
宮崎県都城市都原町24番地９
破産者　中薗　博之
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第７０号
千葉県君津市山滝野1056番地
破産者　稲吉　栄一
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第５８号
青森県八戸市桜ヶ丘４丁目22番６号
破産者　豊川　義則
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
福井市高木中央１丁目1816番地
破産者　塚谷　恒夫
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
福井県越前市大虫町第78号19番地、住民票上の住所福井市つくし野３丁目901番地１
破産者　宮嶋　　豊
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係